

第2章

宜野座村の米軍基地



宜野座村に関連する 米軍基地の概要

宜野座村には、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブといった米軍提供施設が所在している。両施設で宜野座村全体の面積約31.30km²のうち約50.7% (15.863km²) が米軍基地として使用されている。

キャンプ・ハンセンは、「兵舎地区」と「訓練地区」に分けられ、宜野座村内キャンプ・ハンセンは、「訓練地区」のみである。また湧原沖には、キャンプ・ハンセン提供水域も存在する。

キャンプ・シュワブについても「兵舎地区」と「訓練地区」に分けられるが、その施設区域面積の約99%が名護市に所在している。宜野座村内キャンプ・シュワブは、約1%の0.199km²であり、名護市の大浦湾から村松田区の海岸にかけてキャンプ・シュワブ提供水域も存在する。

日頃の訓練場を使用した米軍演習や米軍航空機による騒音等の基地から派生する諸問題については、村民生活に大きな影響を与えている。



漢那ダムは湖面共同使用(地位協定第2条4-b)

中部訓練地域(Central Training Area)とは

米軍では、キャンプ・ハンセンの訓練地区とキャンプ・シュワブの訓練地区とを合わせて「中部訓練地域」(Central Training Area (CTA))と呼んでいる。広大な中部訓練区域は沖縄本島でも有数の森林地帯で、水源かん養林の機能も果たしているため、事件事故、騒音だけでなく、村民及び県民の日常生活に欠かせない水の安定的な供給にも影響を及ぼすことが懸念されている。

キャンプ・ハンセン訓練場地区

訓練場地区には、一般演習を行う訓練場と宜野座村の区域を除いた実弾射撃訓練（60ミリ及び81ミリ迫撃砲、機関銃、ライフル及びピストル）を行うレンジや着弾区域などがある。

ハンセン着弾区域は、恩納岳、ジャフン岳、一つ岳、ブート岳等を擁し、兵舎地区の西部に隣接し、レンジの着弾地が設定されているほか、第1、第2廃弾処理場がある。第1廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

なお、同訓練場内には沖縄県の管理する一般県道104号線（使用面積約5ha、使用開始昭和47年5月15日）があるが、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経していないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。同訓練場には、同県道のほかに、鍋川ダム導水路、企業局の導水管など県の行政財産が提供されている。また、キャンプ・ハンセンには市町村有林およそ2,500ヘクタールがあり、これらは、名護市、宜野座村、恩納村及び金武町の森林面積計20,250ヘクタールの約8分の1を占めている。

ちなみに金武町にあるキャンプ地区には、第3海兵遠征軍直轄の司令部役務大隊トラック中隊、第3海兵兵占群第9工兵支援大隊、第7通信大隊のほか、第31海兵遠征部隊、歩兵大隊(UDP)が駐留している。施設内には、海兵下士官養成のための師団学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。また、診療所、歯科、銀行、郵便局、兵舎、運動場などのほか、ボーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

キャンプ・シュワブ訓練場地区

キャンプ・シュワブ訓練場地区は、中部訓練地域(Central Training Area)の、おおむね県道71号線より北の部分を目指す。また、キャンプ・シュワブには、LST(戦車揚陸艦)の揚陸用ランプ(斜面)と、水陸両用車が強襲揚陸演習を実施できる海兵演習場が附属しており、そのための訓練海域がある。

訓練場地区は、一般演習が行われる第4訓練場、実弾演習が行われるライフル・レンジ、シュワブ着弾地区などからなる。演習場の中央に位置する久志岳の麓がシュワブ着弾地区であり、その中に第3廃弾処理場がある。なお、この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

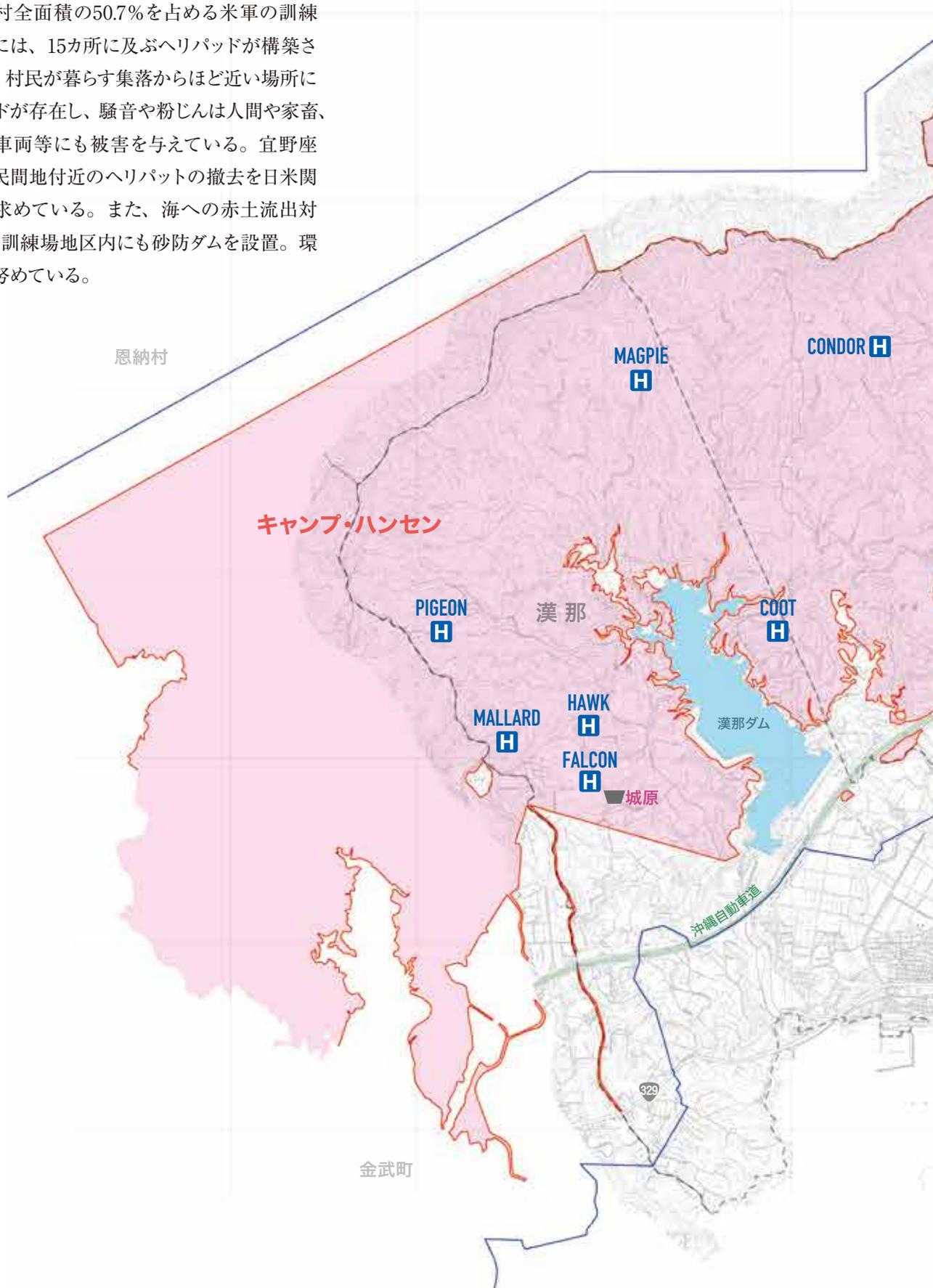
また、訓練場地区のほぼ真中を連絡道路が通っていて、県道71号線を横切ってキャンプ・ハンセン内連絡道路に通じている。

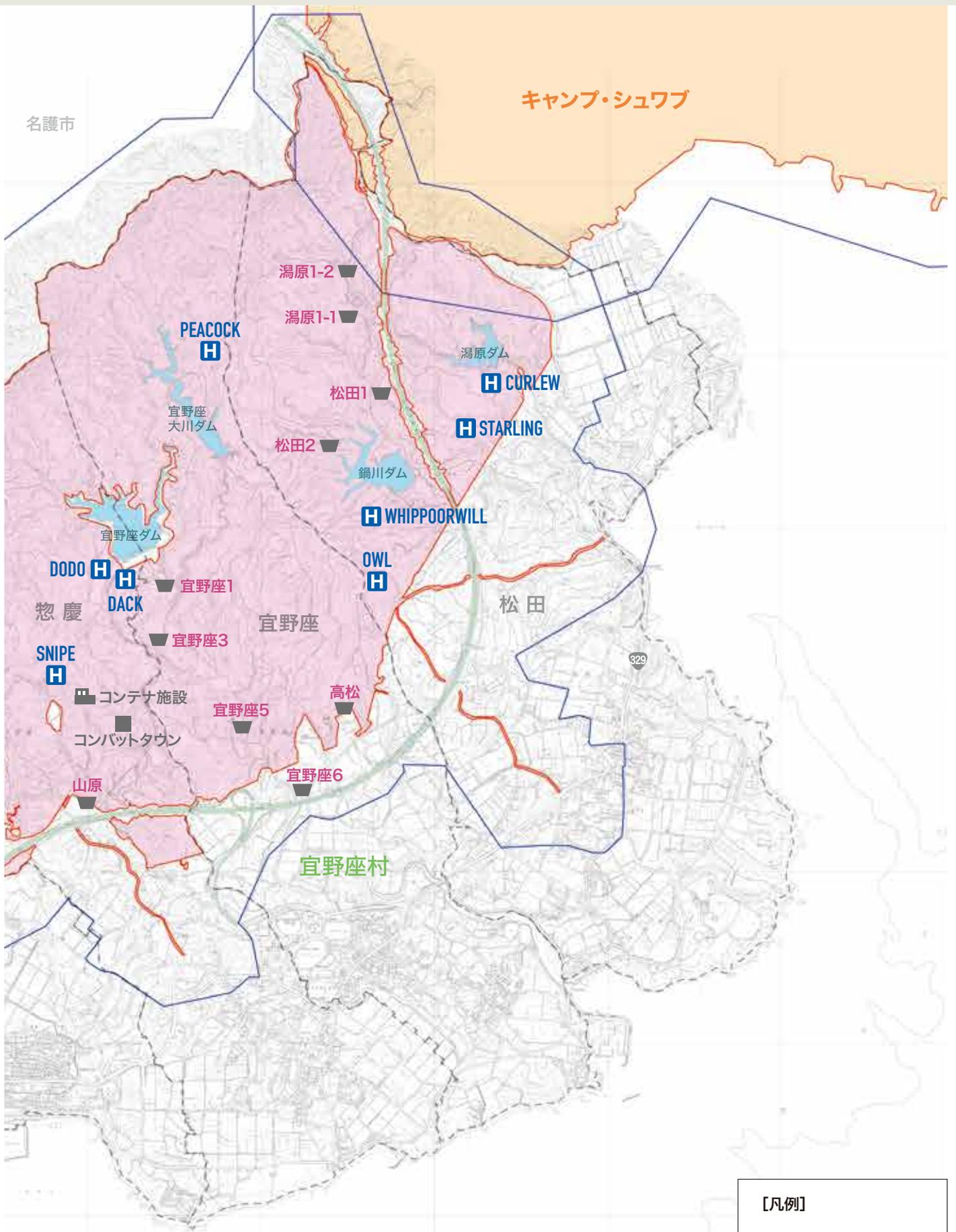
同施設では、81ミリ迫撃砲、60ミリ迫撃砲、機関銃、小銃ピストル等による実弾射撃訓練、ヘリコプターの訓練、水陸両用訓練、一般訓練、廃弾処理等が行われている。

現在、辺野古崎地区及びこれに隣接する水域において、政府は、普天間飛行場代替施設の建設を進めている。また、同訓練場内には、沖縄県の管理する一般県道71号線(使用面積約1ヘクタール、使用開始昭和47.5.15)、沖縄県森林資源研究センターの実験地(約1.3平方キロメートル)があるほか、県企業局の導水管が本施設の訓練場地区東部の地下を通っている。

宜野座村米軍基地内のヘリパッドと各施設の位置

宜野座村全面積の50.7%を占める米軍の訓練場地区内には、15カ所に及ぶヘリパッドが構築されている。村民が暮らす集落からほど近い場所にもヘリパッドが存在し、騒音や粉じんは人間や家畜、農作物、車両等にも被害を与えている。宜野座村では、民間地付近のヘリパッドの撤去を日米関係機関に求めている。また、海への赤土流出対策として、訓練場地区内にも砂防ダムを設置。環境保護に努めている。





【凡例】

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域
- ヘリパッド
- 砂防ダム

宜野座村内の米軍基地では どのような訓練が行われているか

キャンプ・ハンセンの該当区域（5.15メモ参考）

宜野座村内には、第1・第2・第3訓練場とキャンプ・ハンセン水域及び空域があり、村内キャンプ・ハンセンでは、実弾射撃訓練は行われていない。キャンプ・ハンセン上空については、2000フィートまで米軍による使用が認められる。また、都市型戦闘訓練施設及び都市型訓練場コンテナ施設についても、1989年4月19日にキャンプ・バトラー海兵隊基地司令部司令官から宜野座村宛に建物の拡張予定や実弾訓練がない旨の確認書が送られている。本村では、陸上演習及び海上演習について、米側から演習通報を受け、防災無線にて村民にお知らせしている。

■陸上演習

毎日行っている。主に、戦闘訓練を行っており、平成19年からは陸上自衛隊も共同使用している。

■海上演習

必要な日に使用する。主に水陸両用車を使用した訓練が行われている。実弾射撃及び水中爆破は行わないが空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。水域内において、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、漁業及び航行にいかなる制限も課さない。

■関連施設

・都市型戦闘訓練施設（コンバットタウン）

福山区の一番近い民家からは約600mに位置し、平屋建てが4棟、二階建てが2棟の計6棟の建造物によって形成されている。

各建造物の種類はレストラン・銀行・教会・学校・アパート（二階建て2棟）となっている。

建造物の外観は、ヨーロッパをイメージしており、西太平洋で海兵隊が保有する唯一の施設である。人質救出、全面侵攻など様々な戦術状況を想定した訓練が実施されている。各建造物によじ登ったり、懸垂降下出来るように引っ掛けが設けられており、窓の大きさは異なるものばかりである。こうした工夫は海兵隊員に想定外の状況での行動を可能とするように設計された。

・都市型訓練場（コンバットタウン）コンテナ施設

11棟の建造物があり、使用されるコンテナは、様々な組み合わせによって作られ、内装はコンテナ1個に対し、2つのパネルで仕切られ、訓練をより実践的に行えるようにしている。

コンテナの総数は、村内キャンプ・ハンセンに62個あり、残りは金武町内キャンプ・ハンセンで使用されている。施設の場所は多少の凹凸があった為、平地にする為に多少手は加えられている。

現在、建造物の外観は中東をイメージしているが、より実践的かつ効率的な訓練を行うためであり、それは政治情勢によって変化する可能性がある。

使用頻度は、毎週使用しており、隣接する都市型訓練場（コンバットタウン）も同様である。



平成24年8月15日 国道での米軍訓練



平成27年2月17日 日米合同訓練

キャンプ・シュワブの該当区域 (5.15メモ参考)

キャンプ・シュワブは兵舎地区と訓練場地区から成り、宜野座村内には訓練場地区のC訓練場の一部（県道71号線以北）と水域（第3水域）及び空域が存在する。訓練場地区では、一般演習や実弾演習が行われる。また、キャンプ・シュワブ上空及び第3水域では、米軍による使用が2000フィートまで認められる。演習場の中央に位置する久志岳（名護市）の麓がシュワブ着弾地区であり、その中に第3廃弾処理場がある。この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。本村では、陸上演習及び海上演習について、米側から演習通報を受け、防災無線にて村民にお知らせしている。

■陸上演習

毎日行っている。主に戦闘訓練を行っている。また、本村では、キャンプ・シュワブ第3廃弾処理場における廃弾処理及び訓練の予定日時について、米側からの情報提供を受けている。

■海上演習

1日24時間で月平均10日の訓練ができる。ただし、年間120日を超えないものとする。主に水陸両用車を使用した訓練が行われ実弾射撃及び水中爆破は認められないが、空包射撃は認められる。

FAC6011 キャンプ・ハンセン(Camp Hansen)

■施設の概要

単位：千㎡

所在地：名護市（字久志、字喜瀬、字幸喜、字許田）、国頭郡恩納村（字恩納、字喜瀬武原、字安富祖、字瀬良垣）、宜野座村（字松田、字宜野座、字惣慶、字漢那）、金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	—	1,004	132	1,136
恩納村	77	—	9,915	2,312	12,304
宜野座村	850	126	14,241	447	15,664
金武町	264	30	14,500	5,887	20,681
合計	1,192	156	39,660	8,778	49,785

面積：49,785千㎡ 地主数：3,215名 年間賃借料：79億7千9百万円

■主要建物及び工作物

建物：大隊司令部等、事務所、診療所、矯正施設、将校宿舎等、管理棟、映画館、通信室、工場等、倉庫、管衛所、図書館、食堂、販売所、郵便局、宿舎、ポンプ室、ダム、厚生施設ほか

工作物：運動場、保安柵、雨水排水設備、着陸帯、都市型訓練施設、テニスコート、上下水道、貯水槽、射場、受変電設備、橋、プールほか

基地従業員：598名

■使用状況

管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部

使用部隊名：第3海兵遠征軍（第3海兵師団第12海兵連隊、第3海兵兵姑群（第3医療大隊および第9工兵支援大隊）、第31海兵遠征部隊、司令部）、その他（陸軍、海軍、空軍がレンジ等を使用）

■共同使用の状況

単位：千㎡

共同使用者	使用目的	面積
沖縄県	導水管及び管理用道路敷地	17
	配水管用地	1
	農業用ダム用地（鍋川）	115
宜野座村	導水管及び給水管用地	2
	水道管及び配水池敷地	1
	ダム用地（湯原）	26
	導水管敷地	2
	ダム用地（宜野座大川）	53
	農業用かんがい施設用地	5
	導水管敷地	2
	進入路整備用地等	1
ほか沖縄電力株式会社、沖縄県企業局、陸上自衛隊、恩納村、金武町など計9名		40,190

■沿革概要（昭和60年以降）

昭和60年10月31日 隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。

昭和62年 7月10日 矯正施設等として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。

昭和62年12月11日 電話交換所として、建物約110㎡と工作物（囲障等）を追加提供。油分離施設として、工作物2個を追加提供。

平成元年10月26日 隊舎として、建物約9,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成元年11月28日 道路として、国有地約3,300㎡を追加提供（310番台砲座進入路）。

平成 2年 6月19日 日米合同委員会において、一部土地（第16回安保協了承部分、軍転協返還要請部分）の変換について、日米双方で所要の調整・手続を進めることで合意。

平成 2年 夏 第1軽対空ミサイル大隊（約300名）が解隊。第3海兵遠征軍の防空任務は、普天間飛行場の第1海兵航空団に引き継がれた。

平成 3年 2月28日 熱帯果樹園用地約4,800㎡を返還。花卉園芸場用地約15,000㎡を返還。隊舎等として、建物23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成 3年 3月31日 店舗用地約400㎡を返還。

平成 3年 6月 6日 給油施設等として、建物70㎡と工作物（貯槽等）を追加提供。

平成 3年 9月12日 排水施設として、工作物（下水道）を追加提供。

平成 4年 1月31日 排水施設として、工作物（下水道）を追加提供。

平成 4年 3月12日 隊舎等として、建物23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成 4年 9月24日 保安柵等として、工作物（囲障等）を追加提供。

平成 5年 8月12日 米軍がGP311、312及び313の砲座を使用しての実弾射撃訓練の廃止を発表。

平成 5年 9月27日 隊舎等として、建物約12,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。

平成 6年 3月10日 隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成 6年 9月 8日 道路として、工作物（舗床等）を追加提供。

平成 7年 3月31日 ゴミ処理場用地約28,000㎡を返還。

- 平成 7年 5月11日 日米合同委員会において、読谷補助飛行場を返還するための措置として、宜野座ダムに隣接するドー
ドー地区に落下傘降下訓練の機能を移設すること、宜野座ダム（施設外）に救助艇を待機させるこ
とで合意。
- 平成 7年 6月 1日 隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成 7年11月30日 ゴルフ場拡張用地約2,300㎡を返還。
- 平成 8年 7月 3日 工場等として、建物約10,000㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
- 平成 8年12月31日 総合運動公園用地約34,537㎡を返還。
- 平成 9年 3月31日 牛舎用地約470㎡を返還。
- 平成 9年 5月14日 特措法適用地約350㎡を返還。
- 平成10年 3月26日 隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成10年 3月31日 町道用地約950㎡を返還。
- 平成10年 5月18日 倉庫等として、建物約20㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成10年 8月 第12海兵連隊がキャンプ瑞慶覧から移転。
- 平成11年 1月22日 工場等として、建物約600㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成11年 3月25日 保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
- 平成11年 7月15日 管理棟等として、建物約5,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成12年 4月13日 囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成12年10月31日 土留等として、工作物（土留等）を追加提供。
- 平成13年 9月30日 民有地約60㎡を返還。
- 平成14年 2月 6日 漢那ダム用地として約839,000㎡を返還。
- 平成14年 2月 7日 訓練施設等として、漢那ダム貯水池等約615,000㎡を追加提供。（2-4-（b）隊舎等として、建物約
23,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成14年 7月 9日 保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
- 平成14年12月12日 厚生施設等として、建物約6,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成15年 3月26日 食堂等として、建物約4,200㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成15年 8月28日 保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
- 平成16年 8月26日 隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成16年11月 4日 厚生施設等として、建物約6,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成17年 3月31日 宜野座ダム用地として、土地約680㎡を返還。
- 平成17年11月10日 工場等として、建物約1,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年 2月 3日 管理棟等として、建物約1,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年 5月15日 管理施設等として、建物約7,100㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年10月 2日 工場等として、建物約8,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成18年11月24日 通信システムとして、工作物（通信装置）を追加提供。
- 平成19年 3月29日 管理棟等として、建物約1,800㎡と工作物（境界標等）を追加提供。
- 平成19年 4月26日 管理棟等として、建物約1,100㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成19年10月31日 運動施設等として、建物約3,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成20年 6月 3日 訓練施設として、建物約90㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成20年 9月30日 保安施設として、建物約60㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成21年 2月25日 訓練施設等として、建物約210㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成21年 3月31日 ポンプ室等として、建物約7,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成21年 8月25日 訓練施設等として、建物約1,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
- 平成23年 6月10日 泥土除去施設として、建物約20㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成23年 7月13日 消火訓練施設として、建物約440㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
- 平成26年 2月 9日 雨水排水施設等として、工作物（下水等）を追加提供。
- 平成28年 1月 4日 宜野座バイパス用地として、土地約2,200面を返還。
- 平成29年 3月 1日 ガードレール等として、工作物（囲障等）を追加提供。

資料：沖縄の米軍基地 平成30年12月 沖縄県知事公室基地対策課

キャンプ・ハンセンの共同使用および再編交付金について

日米両政府は在日米軍再編のロードマップを平成18（2006）年5月1日に作成。沖縄での災害時等における在沖陸上自衛隊の即応性を向上させること等を理由に「キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用」「施設整備を必要としない共同使用は、平成18年（2006）年から可能」と明記され、米軍再編円滑化特措法に基づく「再編交付金」制度を創設した。

これに対し、金武町、宜野座村、恩納村の首長と議長は、同年5月15日に外務省沖縄事務所と那覇防衛施設局を訪れ、米軍施設の北部集約と陸自のキャンプ・ハンセン共同使用反対を表明した。政府は平成19（2007）年8月29日、陸自の共同使用反対を理由に三町村を再編交付金の受給候補地から除外。同年11月13日、三町村は共同使用受け入れを表明し、再編交付金は交付されることになり、交付期間10年（平成28年）を以って終了した。現在は、基金を取り崩し宜野座村健康づくり助成事業を実施している。

FAC6009 キャンプ・シュワブ(Camp Schwab)

■施設の概要

所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字督自、字数久田、字世富慶）、宜野座村（字松田

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	173	1,946	13,048	5,261	20,427
宜野座村	108	20	71	—	199
合計	281	1,966	13,119	5,261	20,626

面積：20,626千㎡ 地主数：694名 年間賃借料：29億1千万円

■主要建物及び工作物

建物：管理棟、隊舎、司令部等、食堂、劇場、体育館、医療建物、宿舎、各種工場、倉庫、管理事務所、消防舎、訓練用建物、郵便局、ポンプ室、発電機室、警衛所ほか

工作物：消火設備、着陸帯、貯油槽、貯水槽、射撃場、給油所、保安柵、上下水道、駐車場、汚水処理施設、橋、砂防ダム、受変電設備、ボート小屋ほか

基地従業員：245名

■共同使用の状況

単位：千㎡

共同使用者	使用目的	面積
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0
名護市	送電線路用地	45
	水道施設用地	2
	農業用ダムおよび進入路用地	49
	導水管および河川用地	4
	農業用ダム施設用地	155
	産業用ダム用地	20
陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	7,077
計 3 名	8 件	7,352

■使用状況

管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部

使用部隊名：第3海兵遠征軍第3海兵師団（a第4海兵連隊、戦闘強襲大隊及び第3偵察大隊）、その他

■沿革概要（昭和60年以降）

昭和61年10月 2日 隊舎として、建物約11,000面と工作物（水道等）を追加提供。

昭和62年 2月 5日 防火施設等として、工作物（池井等）を追加提供。

昭和62年11月27日 電話交換所として、建物110㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成元年 2月 8日 隊舎等として、建物2,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成 2年 6月19日 日米合同委員会において、一部土地（国道329号沿いの土地（第16回安保協了承部分））の返還について、日米双方で所要の調整・手続を進めることを確認。

平成 2年11月30日 国道329号改良工事のため、一部用地約930面を返還。

平成 2年 秋 第3軽装甲歩兵大隊がカリフォルニア州129パームスに、1個両用攻撃中隊が米本土に移駐。

また、第1無限軌道車大隊の戦車中隊が解隊、同大隊は第1装甲攻撃隊に名称変更。

平成 3年 9月12日 土砂流出防止用ダム等として、工作物（土留等）を追加提供。

平成 4年 5月14日 倉庫として、建物約2,800㎡と工作物（舗床等）を追加提供。

平成 4年 9月24日 保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。

平成 4年 秋 第1装甲攻撃大隊を再編、名称を戦闘支援群に変更。

平成 5年 9月27日 隊舎として、建物約17,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。

平成 6年11月25日 隊舎として、建物約6,700㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成 7年 6月 1日 隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

平成 8年 4月30日 水域約131,000㎡を返還。

平成10年 3月26日 隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

平成11年 7月15日 診療所等として、建物約2,500㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成13年 3月31日 沖縄電力の変電所変圧器の収納庫建設用地として、国道329号沿いの土地約520㎡を返還。

辺野古漁協による海岸保全整備のため、水域約32,000㎡を返還。

平成14年 2月 7日 工場等として、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成14年12月12日 更衣棟等として、建物約750㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成15年 3月26日 食堂等として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成16年 2月 9日 厚生施設等として、建物約3,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成17年 2月28日 国道329号用地（線形変更）として、土地約1,000㎡を返還。

平成17年11月10日 管理棟等として、建物約2,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成18年 2月 3日 保安施設として、工作物（諸標）を追加提供。

平成18年 7月14日 諸作業装置等として、工作物（諸作業装置等）を追加提供。

平成19年 3月29日 倉庫等として、建物約3,700㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

平成19年10月31日 管理棟等として、建物約2,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。

平成22年11月10日 下士官宿舎等として、建物約24,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成25年 7月16日 下士官宿舎等として、建物約13,000㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成26年 7月 1日 陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練に使用するため、水域約5,618,000㎡の使用条件を変更し、臨時制限区域とするとともに、同水域を沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設の工事完了まで共同使用することとされる。

平成26年 8月29日 管理棟等として、建物約760㎡と工作物（門等）を追加提供。

平成27年 4月24日 訓練棟等として、建物約40㎡と工作物（門等）を追加提供。

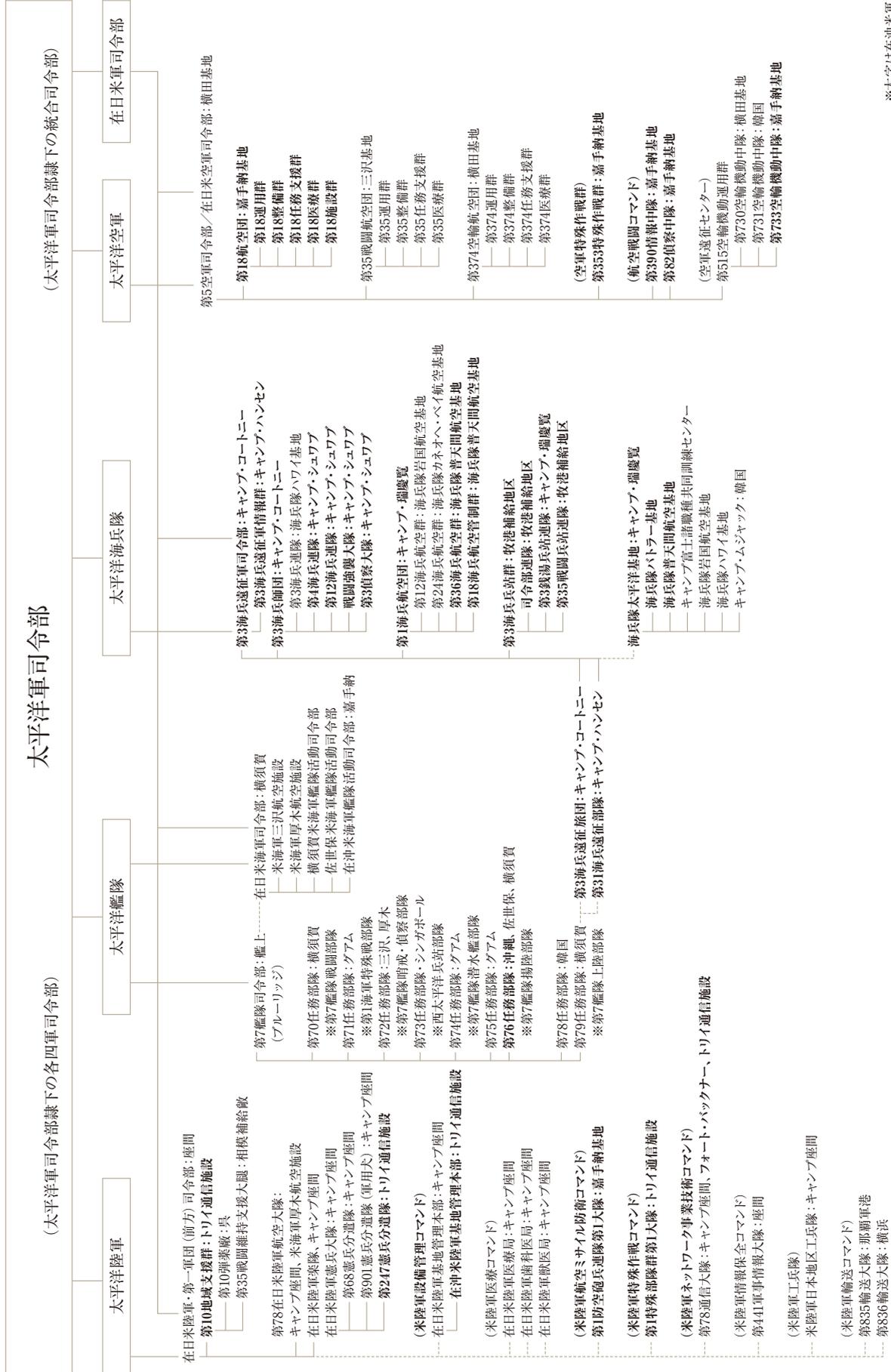
平成27年 8月21日 訓練施設等として、工作物（雑工作物等）を追加提供。

平成29年11月29日 駐車場として、工作物（囲障等）を追加提供。

資料：沖縄の米軍基地 平成30年12月 沖縄県知事公室基地対策課

在日米軍組織図

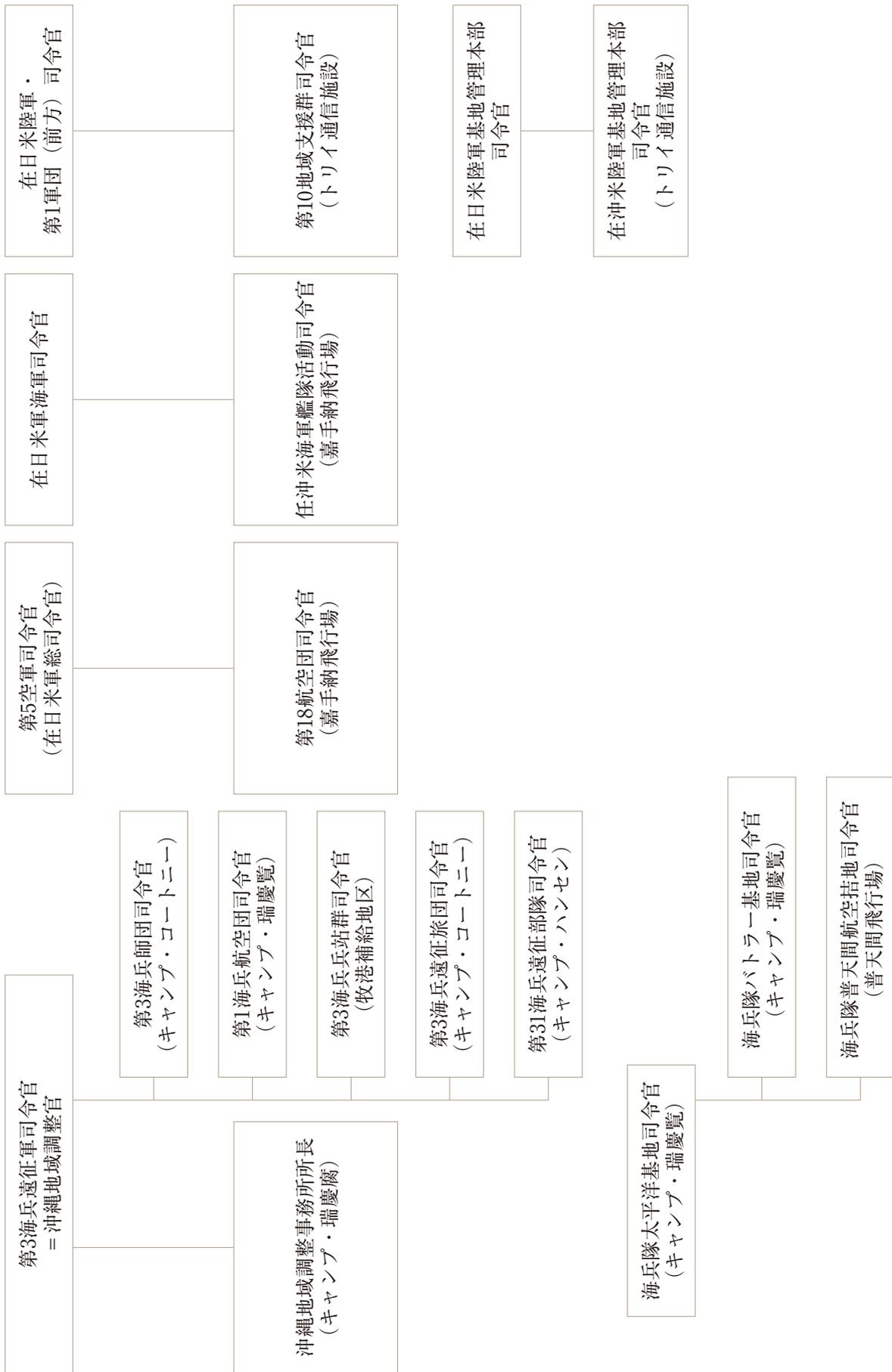
2018年1月現在



※太字は在沖米軍

在沖米軍主要組織図

2018年1月現在



在日米軍人等(軍人・軍属・家族別)の 施設・区域内外における 居住者数について

平成20(2008)年2月10日に米海兵隊の女子中学生暴行被疑事件が起きたことから、再発防止策の一環として公表されていなかった施設・区域内外の米軍人等の居住者数が、関係地方公共団体に共有されることになった。

平成20(2008)年2月27日に「平成19(2007)年3月末時点」の当該人数を共有する文書が沖縄防衛局から提出された。さらに同年4月22日に、まだ公表されていなかった平成16(2004)年～18(2006)年までの当該人数の共有がなされた。しかし平成26(2014)年度以降の在日米軍人等の居住者数については、米側から「国際社会における米軍に対する脅威を踏まえ、より厳しい考慮が必要である」との懸念が示され、情報提供がされていない。防衛省としては「米側の懸念について一定の配慮が必要と考えるが、在日米軍施設・区域の安定的な使用の確保には、地元自治体や住民の方々のご理解・ご協力が不可欠であり、現在、当該人数に係る情報の適切な取り扱いについて、関係省庁と連携し米側と協議している」と回答した。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会では、日米関係機関に対して、基地外に住む米軍関係者の人数等の情報提供をするよう、要請している。

宜野座村における在日米軍人等の居住人数

年度 (3月31日)	居住者人数 (合計)	施設・区域内	施設・区域外	備考
H16(2004)年度	5	0	5	
H17(2005)年度	8	0	8	
H18(2006)年度	17	0	17	
H19(2007)年度	20	0	20	
H20(2008)年度	45	0	45	
H21(2009)年度	86	0	86	
H22(2010)年度	89	0	89	
H23(2011)年度	111	0	111	
H24(2012)年度	—	—	—	
H25(2013)年度	92	0	92	

宜野座村における在日米軍人等の居住人数内訳

年度 (3月31日)	居住人数 (A+B+C)	軍人(A)	軍属(B)	家族(C)	備考
H16(2004)年度	5	—	—	—	
H17(2005)年度	8	—	—	—	
H18(2006)年度	17	—	—	—	
H19(2007)年度	20	—	—	—	
H20(2008)年度	45	34	0	11	
H21(2009)年度	86	59	0	27	
H22(2010)年度	89	61	2	26	
H23(2011)年度	111	54	10	47	
H24(2012)年度	—	—	—	—	
H25(2013)年度	92	35	7	50	